

より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入に向けた対応の加速 ～ マイナンバー制度の導入にあわせて平成29年度進学者から新しい方式で！ ～

施策内容

非正規雇用の増加等により、高等教育機関を卒業した30代から50代の者のうち、約3割が、年収300万円を下回る状況。

奨学金の返還についても、時代の変化に応じ、従来の返還方式に加え、卒業後の年収に応じて無理なく返還できる仕組みを導入。

モデルケース ○ 貸与種別 無利子奨学金「私立大学・自宅通学」 ○ 貸与総額 5.4万円/月×12月×4年=259.2万円

現行制度

所得連動返還型無利子奨学金制度

<対象者>

- ・無利子奨学金の貸与基準を満たす者で、家計支持者の年収が300万円以下の者

本人の年収が300万円を超えるまでは、返還期限が猶予される。

【返還期限を猶予】

【返還額】
月1万4,400円
(年間17万2,800円)

300万円

(卒業後の本人の年収)

改正後のイメージ

本人の卒業後の年収に応じて、返還額が変化する。

一定の年収を上回った段階で、返還が開始される。

(返還月額)

c円

b円

a円

X万円

Y万円

Z万円

(卒業後の本人の年収)

現行の「所得連動返還型無利子奨学金制度」のメリット・デメリット

現行制度のメリット

- ✓ 年収300万円以下であれば、返還猶予となるため、返還不安の軽減に資する

現行制度のデメリット

- ✓ 年収300万円以下の間は返還猶予となるが、債権は消滅しないため返還期間が長期化する

- ✓ 返還期間の長期化に伴い、債権管理コストが増加する

- ✓ 年収300万円以下の間は無期限で返還猶予となるため、貸し倒れが増加する(=国費による負担増)

- ✓ 年収300万円をわずかでも超えた場合、通常の返還に戻るため、急に返還負担が増加する

- ✓ 返還猶予と認定されるためには、毎年度、所得に関する証明書を日本学生支援機構に送付する必要がある

- ✓ 採用時に家計支持者の年収が300万円を超えていた返還者は、卒業後、本人の年収が300万円以下であっても最長10年間の返還猶予としかならず、公平性に欠ける

今後の検討方針

- 奨学金の返還不安の軽減を維持

- 返還の期待ができる年齢階層を分析するとともに、債権管理コストとの費用対効果の検証が必要

- 貸し倒れ等による返還金の減少への対応が必要

- 所得階層に応じたきめ細かい返還月額の設定が必要

- 返還者の負担軽減と利便性の向上を念頭に置いた制度設計が必要

- 制度の公平性を確保しつつ、業務体制やシステム開発の状況を勘案して、段階的な導入等を検討